

## 論文投稿規程

1. 投稿者の資格：投稿者は共著者もふくめ原則として公益社団法人日本母性衛生学会会員に限る。
2. 論文の種別：論文の種別は、原著、研究報告、速報、事例報告、依頼稿、特集などで、母性衛生の向上に寄与しうるもので、他誌に発表していないものに限る。
  - a) 原 著：科学論文として論理的で独創的な新知見が示されており、母性衛生としての学術上の価値があると認められた論文。
  - b) 研究報告：原著論文の条件は満たさないが、研究成果をまとめたもので掲載の意義があると認められた論文。
  - c) 速 報：新しい研究方法の開発、将来発展する価値のある新知見を早急に報告する論文。
  - d) 事例報告：稀な事例で今後の実践に有益な論文。
  - e) 依頼稿：会員に役立つもので、依頼した論文を原則とする。
  - f) 特 集：特定のテーマに関する複数の専門家に依頼した原稿を原則とする。

### 3. 研究倫理

ヒトを対象とした研究論文は世界医師総会（World Medical Assembly）において承認されたヘルシンキ宣言（1964年承認、2013年修正）の精神に準拠し、文部科学省あるいは厚生労働省から告示されている「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等の最新のものを遵守して行われたもので、著者は倫理委員会の審査を受けたものでなければならない。

### 4. 利益相反に関する事項の開示

投稿論文の内容に関し「利益相反に関する規程」に基づき、共著者を含めた全著者は当該論文の利益相反に関する事項について申告書（様式 2-1、様式 2-2）を用いて状況を開示しなければならない。なお、引用文献の前に「本論文内容に関連する利益相反事項はない。」又は「著者〇〇〇〇は△△△△との間に本論文内容に関連する利益相反を有する。」と記載する。

### 5. 投稿方法

論文の投稿はオンライン投稿システム「ScholarOne Manuscripts™」により下記のものアップロードする。

- ① カバーレター
- ② 本文（別に定める原稿執筆要領に従って作成する）
- ③ 利益相反自己申告書
- ④ 著作権譲渡同意書
- ⑤ 倫理審査通知書

## 6. 投稿論文の受付日と受理日

- 1) 投稿論文の受付日は、オンライン投稿システムに全てのデータがそろい事務局で確認された日とする。
- 2) 投稿論文の受理日は編集委員会で、論文が採択された日とする。

## 7. 著者校正

著者が行う。ただし、校正の際には、編集委員会からの加筆・修正依頼以外の著者による加筆・修正は原則として認めない。それ以外は再査読となる。

## 8. 論文の掲載料

規定内に要する費用は無料とする。規定を越える部分の印刷に要する費用は著者の負担とする。超過料は 1,600 字を超過するごとに 17,000 円徴収する。尚、超過料は消費税を加算するものとする。カラーによる印刷は有料とする。

## 9. 論文の別刷

別刷を希望する場合の費用は投稿者の負担とする。部数は最低 30 部とする。

## 10. 著作権

本誌に掲載した論文の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）はすべて公益社団法人日本母性衛生学会に帰属する。

## 11. 二重投稿

二重投稿が明らかになった場合には、筆頭著者及び共著者は 3 年間本学会誌への投稿は受理しない。また、投稿、掲載された論文が二重投稿と判明した時点で削除、却下する。

以下の全てに該当する内容の論文を二重投稿とみなす。

- ① 対象が基本的に同じであること
- ② 方法が同じであること
- ③ 結果・考察に新しいものがないこと

〒135-0031 東京都江東区佐賀 1-11-11 東海永代ハイツ 406

公益社団法人日本母性衛生学会「母性衛生」編集委員会

附則 この規程は、2019 年 1 月 7 日から施行する